

平成 24 年 5 月 25 日 理事会 制定

平成 26 年 6 月 27 日 総会 改正

平成 30 年 6 月 29 日 総会 改正

## 第 1 章 目的

### 第 1 条 (目的)

この規程は、日本応用数理学会の会費について定める。

## 第 2 章 (入会、会員種別、および会費等)

### 第 2 条 (入会)

本会に入会を希望する者は、第 3 条から第 7 条に定める基準により、細則に定める入会手続きおよび入会金・年会費納入手続きをしなければならない。

2. 学生会員が正会員となる場合および正会員が学生会員となる場合には、入会申込書ならびに入会金を要しない。

#### (正会員)

第 3 条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。正会員の入会金は 2,000 円とする。

2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。

#### (学生会員)

第 4 条 学生会員は、大学学部、大学院あるいはこれに準ずる学校の在学生のうち、本務が学生であり、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。学生会員の入会金は 1,000 円とする。

#### (名誉会員)

第 5 条 名誉会員は、この法人の事業範囲対象において特に功績があり、理事会で推薦された個人とする。

#### (賛助会員)

第 6 条 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人または団体とする。

### 第 7 条 (年会費)

本会の会費の年額は以下の通りとする。

(1) 正会員 12,500 円

(2) 学生会員 5,500 円

(3) 賛助会員

(ア) 個人の場合 1 口 5,000 円 (2 口以上)

(イ) 法人または団体の場合 1 口 50,000 円

2. 会費の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 本会の会員は、原則として毎年12月末日までに、当該年度の会費を納入するものとする。

(細則)

第8条 (細則)

入会の手続き、会費の減免制度、会員の特典、会費滞納時の措置については、理事会の決議による会費細則において定める。

第3章 (規則の改訂)

第9条 (改訂)

本規程の改廃は理事会の決議および社員総会の決議により実施する。

附則

本規程は平成30年度の会費から適用する。